

2020年3月

日本テスト学会会員の皆様

### 日本テスト学会会則第9条に係る細則設定について

平素は日本テスト学会の活動に際し、多大なるご支援を頂戴し、厚く御礼申し上げます。

この度は2019年8月28日に開催された、名古屋大学での総会においてご報告させていただきました。日本テスト学会会則第9条に係る細則設定の件に関してご連絡申し上げます。

会員資格有無の明確化のため、現行会則第9条に係る運用手続きの細則を設けたい旨が理事長及び事務局より理事会に議案上程され、2019年7月10日開催の日本テスト学会理事会において承認されました。

#### (議案上程の背景)

会員資格に係る現行第9条においては「会員が次の各号の一つに該当するときは、理事会の決議を経て除名されることがある。会費を2年以上滞納したとき。本会の名誉を傷つけ、または本会の事業を妨害する行為のあったとき。」とあります。

2006年度～2016年度までの会費納入状況を事務局で調査したところ、会費未納入者の状況は以下の表の通りとなっております。

過去1回会費未納者 26名、過去2回会費未納者 8名、過去3回会費未納者 11名、  
過去4回会費未納者 9名、過去5回会費未納者 20名、過去6回会費未納者 23名、  
過去7回会費未納者 11名、過去8回会費未納者 8名、過去9回会費未納者 17名、  
過去10回会費未納者 29名

会費の未納者の多くの方におかれましては、郵送物や諸連絡が不達になっている場合も多く認められます。ここから日本テスト学会理事会におきましては、会員名簿の整備が必須と考え、現行会則第9条に係る運用手続きの細則を設けることを、理事会において議案上程を行った次第でございます。「日本テスト学会会則第9条に係る運用手続きの細則」は以下の通りでございます。

(第9条に係る運用手続きの細則)

第9条の1における会員の除名の手続きを次のように定める。

- 1) 過去2年以上、会費を滞納した者に対し、会費納入の督促を行う。
- 2) 納入の督促後も1年以内に会費の納入が行われない場合は、日本テスト学会誌の送付を中止する。
- 3) さらに1年以内に会費の納入が行われない場合は、会員名簿からの除名の手続きを行う。

本件に係る運用スケジュールは、以下の通りでございます。

- 1) 2020年3月31日現在で、過去2回以上、会費が未納の会員の方に対しまして、会費納入のご案内をお送りさせていただきます。
- 2) 会費納入のご案内を送付後も、1年以内に会費の納入が行われない場合は、日本テスト学会誌の送付を中止させていただきます。
- 3) さらにその後1年以内に会費の納入が行われない場合は、会員名簿からの除名の手続きを行わせていただきます。

なお、ご本人の会員登録情報、会費納入状況等に関しましては、「日本テスト学会ホームページの会員専用ページ」からログインしていただき、ご確認いただけます。

ご本人の日本テスト学会の「会員ID・会員パスワード」がご不明の場合は、下記の会員係までお問い合わせ頂ければ幸いです。

\*\*\*\*\*

**【日本テスト学会 会員業務係】**

Mail : jart@pac.ne.jp

〒650-0034

神戸市中央区京町 8 3 番地

三宮センチュリービル 3F (株)プロアクティブ内

TEL : 078-332-3703 FAX : 078-332-2506

(平日 9:30-18:00)

\*\*\*\*\*

以上